

## 松茂町最低制限価格等の設定に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松茂町が発注する公共工事に係る最低制限価格等の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設ける対象工事は、請負対象額が200万円以上の工事とする。

(最低制限価格の算定方法等)

第3条 最低制限価格(税抜)の算出は、次の式による。なお、最低制限価格(税抜)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

「最低制限価格(税抜)＝最低制限基本価格(税抜)×ランダム係数」

2 最低制限基本価格(税抜)の算出については次に掲げる式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。

(1) 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事

「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68」

(2) 建築工事

「(直接工事費×0.9)×0.97＋共通仮設費×0.9＋(直接工事費×0.1＋現場管理費)×0.9＋一般管理費等×0.68」

(3) 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。

3 最低制限基本価格(税抜)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。ただし、この算式により算出した最低制限基本価格(税抜)が予定価格(税抜)の $9.2/10$ を超える場合は予定価格(税抜)の $9.2/10$ を最低制限基本価格(税抜)とし、予定価格(税抜)の $7.5/10$ に満たない場合は予定価格の $7.5/10$ を最低制限基本価格(税抜)とする。

(失格基準価格の設定)

第4条 施行令第167条の10の2第3項の規定による総合評価一般競争入札においては、失格基準価格を設ける。

(失格基準価格の算定方法等)

第5条 失格基準価格(税抜)の算出は、次の式による。なお、失格基準価格(税抜)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

「失格基準価格(税抜)＝失格基本価格(税抜)×ランダム係数」

2 失格基本価格(税抜)の算出については次に掲げる式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。

(1) 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事

「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68」

(2) 建築工事

「(直接工事費×0.9)×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9+一般管理費等×0.68」

(3) 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。

- 3 失格基本価格(税抜)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。ただし、この算式により算出した失格基本価格(税抜)が予定価格(税抜)の $9.2/10$ を超える場合は予定価格(税抜)の $9.2/10$ を失格基本価格(税抜)とし、予定価格(税抜)の $7.5/10$ に満たない場合は予定価格(税抜)の $7.5/10$ を失格基本価格(税抜)とする。

附 則

この要綱は、令和2年3月16日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を送付する入札から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を送付する入札から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を送付する入札から適用する。